

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たる日は、その翌日)

目 次
◇告 示
保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度(造林課)

告 示

鳥取県告示第千四百四十六号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、昭和六十三年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和六十三年十二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在場所	皆伐面積の限度(ヘクタール)	単位区域名
水源かん養保安林	八頭郡河原町・郡家村を無く全町	三・三五・九九	八頭地区
保健保安林	八頭郡	六三・四八	東部地区
土砂流出防備保安林	八頭郡	一三・三六	若桜
土砂流出防備保安林	八頭郡	九・九〇	智頭
土砂流出防備保安林	八頭郡	一・四〇	船岡
土砂流出防備保安林	八頭郡	七・七五	用瀬
土砂流出防備保安林	八頭郡	一・二四	八東
土砂流出防備保安林	八頭郡	一・四〇	佐治
干害防備保安林	船岡町	〇・四〇	喜才谷山
干害防備保安林	船岡町	〇・四〇	明見谷東
干害防備保安林	船岡町	〇・四〇	明見谷東平
干害防備保安林	船岡町	〇・九六	池ノ内下平
干害防備保安林	船岡町	一・五六	赤波
水源かん養保安林	鳥取市	一・〇〇・二・二八	鳥取地区
水源かん養保安林	鳥取市	七・六〇	河原
水源かん養保安林	鳥取市	一・二〇・六	郡家
水源かん養保安林	鳥取市	九・九・二五	岩美
水源かん養保安林	鳥取市	五・六四	国府
水源かん養保安林	鳥取市	〇・三〇	福部
水源かん養保安林	鳥取市	五二・八一	鳥取
水源かん養保安林	鳥取市	一・八〇	気高

